

令和6年度 第2回 山梨県建築審査会 会議録

山梨県建築審査会条例第7条の規定により次のとおり会議録を作成する。

- 1 日 時 令和7年2月4日（火） 14:00～14:30
- 2 場 所 恩賜林記念館 2階 特別会議室
- 3 出席者
(委 員) 入倉修、長田正彦、松浦芳恵、武藤慎一、須田由紀、笠井英俊
(事 務 局) 建築住宅課長、建築物防災対策監、課長補佐、建築審査担当
- 4 傍聴者の数 なし
- 5 会議に付した案件
(1) 審査事項
・建築基準法第55条第4項第2号の規定に基づく許可について
- 6 議事結果
別紙会議録による

■事務局

- それでは、これより議事に入らせていただきます。建築審査会条例第4条の規定により、議長は、会長にお願いいたします。なお、議事に先立ちまして、会議録署名委員を決めて頂きたいと存じます。署名委員は、建築審査会条例第8条第2項の規定により会長が指名することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

■武藤会長

- それでは、長田委員と須田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- では、議事に入ります。第1号案件の審査事項について、事務局から説明願います。

審査事項（第1号案件）

事務局から資料により説明

■武藤会長

- 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

□笠井委員

- 第一種低層住居専用地域は、都市計画法でどのような環境育成を目的としている地域でしょうか。
- 鐘楼門を用途地域変更後に建築していますが、これについて許可は取得しているのでしょうか。
- 条文の中で「学校その他の建築物」の「その他の建築物」について定義されていませんが、これについて解説されている逐条解説建築基準法は政令等と同様の効力を持つものでしょうか。

□事務局

- 第一種低層住居専用地域は、都市計画法第9条より低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域とされています。建築基準法では住宅や共同住宅、神社や寺院などを建築できることとなっています。
- 鐘楼門建築当時の建築計画概要書を確認したところ、本堂の敷地との間に保育園の敷地があり、分断されていた状況であったため、別敷地として申請されています。このため、鐘楼門は許可の取得を行っておりません。
- 逐条解説は国土交通省が監修している解説本となっており、政令と同様の効力を持つものではありません。

□須田委員

- 今回は同一棟の増築のため、許可の取得が必要ということですが、別棟の増築の場合

は許可の取得が必要となるのでしょうか。

- ・ 許可を行うにあたり、高さの許容範囲は定められているのでしょうか。

□事務局

- ・ 別棟の場合も、許可の取得が必要となります。
- ・ 許容範囲の定めはありませんが、許可を行うにあたり、本当に必要な建築物であるか、また用途地域の目的を踏まえた上で判断しなければならないと考えています。

□笠井委員

- ・ これまで同様の許可を行った実績はあるのでしょうか。

□事務局

- ・ 最近のものですと、令和3年度に別の物件において許可を行っています。

■武藤会長

- ・ 他にご意見等ありますか。
- ・ 他にご意見がなければ、審査事項に関しては同意としてよろしいでしょうか。

□委員

(意見無し)

■武藤会長

- ・ それでは、この案件については、同意することとします。
- ・ 以上で、本日の議事は終了いたします。

■事務局

- ・ ご審議ありがとうございました。その他として、委員の皆様から何かございますか。

■事務局

- ・ ご意見等がないようですので、只今をもちまして、建築審査会を閉会させていただきます。

本会議録は、会議の内容を掲載したものに相違ないことを記すため、ここに署名する。

会 長 _____ 印

会議録署名委員 _____ 印

会議録署名委員 _____ 印